

2017年2月吉日

会 員 各 位

公益社団法人 日本建築家協会
会 長 六 鹿 正 治

拝啓 余寒の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年、権利義務意識の高揚とともに、建築家をはじめとするプロフェッショナルに対して業務上の瑕疵に基づく損害賠償を請求するケースが年々増加してまいりました。

また、平成27年（2015年）6月「建築士法の一部を改正する法律」が施行され、設計等の業務によって生じた損害を賠償するための保険契約の締結が努力義務として示されるなど、依頼者に対して道義的にも経済的にも常に責任を負える態勢を整えることは、建築家の基本的条件であると考えます。

JIA建築家賠償責任保険は、本会が職能団体として発足して以来、会員が共同してその経済的な責任の一端を担う制度です。

1971年の創立以来45年が経過し、時代に適応するよう制度改定を重ねてまいりました。特に近年は、2010年4月導入の「構造基準未達オプション」、2013年4月導入の「建築基準法等未達オプション」、及び2015年4月導入の「工事監理オプション」と大幅な改定を積極的行ってまいりました。

いずれも従来のケンバイの枠組みを大きく変える内容であり、皆さんの職能を守ることができると考えています。

今後も皆様のご意見ご要望を伺いながら、さらに有効な保険制度になりますよう検討してまいりますので、加入継続および新規ご加入を検討いただきますようご案内申し上げます。

敬 具